

印鑑登録の手続き (印)

印鑑登録証明書を取得するためには、印鑑登録が必要です。個人の印鑑を公的に立証し、取引や不動産登記などにおいて、非常に重要な役割を果たします。そのため、印鑑登録については、安曇野市印鑑条例に基づき、手続きの方法などが厳重に定められています。

①【本人】による手続き

運転免許証・マイナンバーカードなど官公庁発行の顔写真付き身分証明書(有効期限内)の有無

あり

なし

本人確認方法

身分証明書による方法

保証人による方法

郵送照会による方法

窓口

■持ち物

- ①登録できる印鑑 ※裏面規格参照
- ②顔写真付身分証明 ※官公庁発行
(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・身体障害者手帳等)

窓口

■持ち物

- ①登録できる印鑑※裏面規格参照
- ②本人確認書類(資格確認書等)
- ③印鑑登録申請書
(安曇野市で印鑑登録している方による印鑑登録番号の記入および、登録印鑑の押印)

窓口 …(A)

■持ち物

- ①登録できる印鑑 ※裏面規格参照
- ②本人確認書類(資格確認書等)
- ③印鑑登録申請書

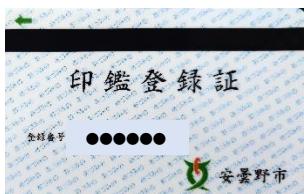
本人の住所宛てに照会回答書を郵送 ※数日かかります



印鑑登録完了

「印鑑登録証」の交付

※交付後、印鑑登録証明書を取得できます



お手続き費用

印鑑登録手数料 300 円
印鑑証明書 1 通 300 円

本人が窓口で登録

※必ず窓口(A)と同じ窓口へ
30日以内に来庁

■持ち物

- ①登録できる印鑑
 - ②本人確認書類(資格確認書等)
 - ③照会回答書
- ※①②は前回来庁時と同じもの

② 【代理人】による手続き

ご本人が病気・その他の事情で来庁できない場合、代理人による登録手続きが可能です。ご本人の意志に基づく申請であることを確認するため、郵送により照会します。そのため、即日の証明発行はできません。

印鑑登録が可能な方

- ① 安曇野市に住民登録がある 15 歳以上の方
- ② 成年被後見人でない方

郵送照会による本人確認方法

窓口またはホームページにて、申請書を入手し、本人が記入・押印

窓口 …(A)

■持ち物

- ①登録できる印鑑 ※右記規格参照
- ②本人確認書類（免許証・資格確認書等）
- ③代理人の身分証明書（免許証・資格確認書等）

本人の住所宛てに照会回答書を郵送
※数日かかります

代理人が窓口で登録

※必ず窓口(A)と同じ窓口に30日以内に来庁

■持ち物

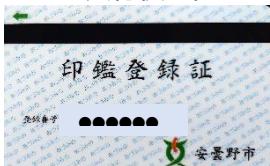
- ①登録できる印鑑
- ②登録する方の確認書類（免許証・資格確認書等）
- ③代理人の身分証明書（免許証・資格確認書等）
- ④照会回答書（本人が記入・押印）

※ ①②③は前回来庁時と同じもの

印鑑登録完了

「印鑑登録証」の交付

※交付後、印鑑登録証明書を取得できます



お手続き費用

印鑑登録手数料 300 円
印鑑証明書 1 通 300 円

登録できない印鑑

下記のいずれかに該当すると印鑑登録ができません。事前にご確認ください。

- 同一世帯すでに登録されている印鑑
- 住民基本台帳または外国人登録原票に記録・登録されている氏名または氏名の一部を表していないもの
- 職業・資格その他氏名以外を表しているもの
- 変形しやすい素材のもの（ゴム印など）
- 印影の大きさが一辺の長さ 8 mm の正方形以内のもの
- 一辺の長さ 25 mm を超えるもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの
- 登録する印鑑として不適当と認めるもの

窓口（お問い合わせ先）

■本庁（安曇野市豊科 6000 番地）

安曇野市役所 市民生活部 市民課 市民担当
【電話】0263-71-2489（直通）
0263-71-2000（代表）

■穂高支所（安曇野市穂高 6658 番地）

市民生活部 地域づくり課 穂高地域担当
【電話】0263-82-3131（直通）

■三郷支所（安曇野市三郷明盛 4810 番地 1）

市民生活部 地域づくり課 三郷地域担当
【電話】0263-77-3111（直通）

■堀金支所（安曇野市堀金烏川2750番地1）

市民生活部 地域づくり課 堀金地域担当
【電話】0263-72-3106（直通）

■明科支所（安曇野市明科中川手6824番地1）

市民生活部 地域づくり課 明科地域担当
【電話】0263-62-3001（直通）